

6 基本計画の内容

学校教育の充実

1 心の教育の推進

命を大切にすることを育み、豊かな心をもった人間として成長していくため、心の教育を推進するとともに、いじめ・不登校や非行など個々の児童生徒に対応した相談業務の充実に努めます。

2 教育内容の充実

教職員の研修等を支援するとともに、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導、指導方法などの工夫改善を推進し、児童生徒の学力向上を図ります。

また、「生きる力」を育み、情報化・国際化など時代の流れに対応した力を培う教育を推進します。

さらに、特別支援教育などの教育ニーズを把握し、その支援体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、就学前教育の充実に努めます。

3 安心・安全な学校給食の提供と食育の推進

衛生管理に努め、安心・安全な学校給食を提供するとともに、児童生徒を対象に学校給食センターの施設見学等を通して、学校給食に対する理解と関心を深めます。

都城学校給食センターでは、毎月各戸配布する「給食だより」において、第3日曜日の家庭の日に家族で簡単に作れるメニューを紹介し、食についての意識を高める取り組みをしていくなど「食育」の充実に推進します。

4 地域に開かれた学校づくりの推進

市内全小中学校に設置された「都城市学校運営協議会」を通じて、学校、家庭、地域との連携を深めるとともに、生涯学習の基盤、地域の防災拠点として学校開放を進めるなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。

5 教育環境の整備充実

公立学校等施設整備計画を策定し、計画的な学校施設の整備を進めます。さらに、子どもたちや地域住民が安心して学校を利用できるように、施設の耐震性の確保に努めるとともにバリアフリーを推進します。

また、多様な学習内容・形態に対応できる施設の整備を進めるとともに、学校施設の防犯対策・安全管理に努めます。

生涯学習・社会教育の充実

1 生涯学習の機会と施設の機能充実

生涯学習社会の形成と市民の生きがいづくり・自己実現を図るために、学習機会の拡充や生涯学習指導者の育成、人材ネットワークの充実、さらに学習成果を地域に還元する仕組みづくりに努めます。

また、多様化する市民の学習活動を支援するため、施設の整備充実を図ります。

2 社会教育の充実

社会教育関係団体の活性化やリーダーの養成を図り、情報交換や研修の機会を充実し、課題に取り組む活動を支援します。

また、まちづくりにおける社会教育の課題と役割を明らかにし、自治公民館連絡協議会等をはじめ社会教育における組織の見直しや再編、学習支援のあり方の研究、公立公民館の機能の充実に努めます。

3 青少年の健全な育成

子どもたちが郷土への愛着と誇りを持ち、地域活動や社会体験、生活体験に参加できる環境づくりを目指します。さらに、学校、家庭、地域の連携を図り、地域の教育力を学校で活用するとともに、学校の地域参加を推進します。

また、地域ぐるみで青少年を守り育てるシステムづくりを支援するとともに、子どもの安心安全を確保し健全な育成を図るため、放課後や週末等の活動を支援するとともに、「家庭の日」の啓発を図ります。

さらに、家庭教育がすべての教育の出発点であるという認識を高め、家庭教育学級や子育て支援のさらなる充実を図ります。

図書に親しむ環境づくり

1 図書館サービスの整備・充実

市民や団体等の自己学習をはじめ生涯学習・社会教育に対するニーズに応えるため、多様で豊富な図書資料の充実に努めるとともに、時代の要請に応えるため、レファレンス機能の充実はもとより、生涯学習・社会教育及び情報発信・まちづくりの拠点機能などを備えた図書館づくりを進め、さらに、図書館サービスについて市民との協働も図ります。

また、読み聞かせ活動の支援、読書感想文コンクールや講演・講座の開催を通じて、文化・読書活

動を推進するとともに、「だれでも、いつでも、どこでも」図書サービスを受けられるように、図書館分館等の設置をはじめ、移動図書館車・ひばり文庫・団体貸出等の活用、学校図書室との連携により、市全域にわたる図書サービスネットワークを構築し、さらに、市民が利用しやすく快適に選書・読書・学習する環境を整えるとともに、適切な蔵書管理を行うため、施設の整備・充実に努めます。

スポーツの振興

1 生涯スポーツの振興

(1) 地域スポーツの振興

成人のスポーツ週一回以上実施率 50%を目指し、スポーツライフの充実と地域スポーツの活性化を図るとともに、市民の健康づくりにも努めます。

(2) 青少年スポーツの振興

スポーツ少年団活動や学校体育団体等と連携して青少年の体力・競技力向上を図ります。

(3) 中高年期スポーツの振興

高齢者スポーツ教室等の充実により普及と生きがいづくりを図ります。

(4) 障がい者スポーツの振興

障がい者が安心してスポーツに親しめるよう施設の整備を図ります。

2 競技スポーツの強化

(1) 指導者の育成及び資質の向上、競技団体の競技力向上の支援

一般財団法人都市体育協会及びその加盟団体等と連携して、競技スポーツの指導者の育成及び団体の競技力向上に取り組みます。

(2) 選手育成及びスポーツイベント等の支援

九州大会・全国大会等の出場資格を得た選手の派遣を支援します。

また、高度な技術を持ち、将来の目標にもなりうる国内外のプロ・アマチュアのスポーツチームのキャンプや合宿誘致、大会の開催にも関係機関と連携して取り組みます。

(3) スポーツボランティアの育成

地域スポーツの中心的役割を担うスポーツ推進委員の確保と資質向上を図ります。

3 スポーツ環境の整備

(1) スポーツ施設の計画的整備及び有効活用

スポーツ施設整備ビジョンに基づき拠点施設の整備を図るとともに地区体育施設については緊急性、利便性を考慮した維持補修等の整備を図ります。

また、指定管理者と連携し、施設利用に際しての利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 市民スポーツ情報の充実及び共有化

インターネットや広報紙等を通じて市民が必要とするスポーツ関連情報の提供を図ります。

芸術文化の振興

1 人材育成と芸術文化に触れあう機会の創出

公募展の都城市美術展の実施を通して、芸術を創造する人材を育成します。

「薩摩画壇発祥の地」と評され歴史的に美術とつながりの深い都城の郷土の作家の美術作品の展示企画や国内外の優れた美術作品の展示企画・実施に努め、日常的に親しく芸術に触れあい、魅力ある芸術体験ができる機会を創出します。

展示室の一部を市民ギャラリーとして貸し出し、美術愛好家や美術グループへ発表の場を提供します。

2 芸術文化活動の支援と交流の推進

学校行事における美術館利用の促進を図り、次代を担う子どもたちが芸術文化に親しむ環境づくりに努めます。

また、定住自立圏域を対象とする公募展の都城市美術展の実施により、芸術文化交流を推進します。

3 美術館活動の充実

収集、保存と展示・公開に必要な専門的な調査研究を行うとともに、後世に伝え残す優れた作品の収集と保存修復に努めます。

歴史と地域文化資源の継承

1 郷土の歴史を伝え、郷土に対する愛着を深める

都城市の伝統と文化、さらには先人の業績を網羅した郷土歴史読本『都城の歴史と人物』を活用し、子供たちが郷土の歴史・文化・偉人について学ぶことによって、郷土への理解を深め、愛郷心を高めめます。

また、都城島津家史料をはじめとする歴史資源を活用した歴史講座などの歴史教育研修を実施するとともに、都城島津邸をより魅力的な施設とするため、歴史観光ガイドを核とした市民との協働による博物館活動の推進を図ります。

2 文化遺産の活用と保存

市全域にわたる文化財の基礎調査を実施し、その把握と顕彰に努めます。

発掘した出土品について、単に公開するだけでなく、知識や深い理解のために、出土品に直接触れ

る機会を増やし、積極的な普及啓発の推進を図ります。

国指定史跡で9世紀後半～10世紀前半平安時代前期の有力者屋敷跡である大島畠田遺跡については、保存整備の実施設計に基づき保存整備工事を進めます。

また、都城島津家史料及び都城島津家住宅の適正な保存と継承に努めるとともに、収蔵史料展や企画展・特別展の実施によりその公開を図ります。さらに、目録作成を終えた同家史料のさらなる研究を進めつつ、都城島津家の歴史資源を核とした歴史資源のネットワーク化を推進します。

人権の尊重

1 人権学習の推進

学校教育はもとより、高齢者学級、家庭教育学級、企業内研修等においても人権学習を実施することで、人権に対する正しい知識を身に付け、日常生活において人権への配慮ができるような人権意識の向上に努めます。

2 人権啓発推進体制の強化

人権問題が複雑化・多様化する中、国や県、民間団体との連携、協働の強化に努め、人権教育や啓発活動の効果的な推進を図ります。

3 人権啓発活動の推進

人権問題についての理解と認識をより一層深める啓発活動を行い、一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある、明るく住みよい社会づくりの促進に努めます。

また、人権啓発強調月間や人権週間に啓発活動を集中的に行うための各種事業を実施し、人権が市民一人ひとりの身近な問題であるとの認識が深まるように努めます。